事　務　連　絡
令和６年３月１３日

玉野市所管介護保険施設・事業所　各位

玉野市長寿介護課長　久富 真吾

令和６年度介護報酬改定に伴う体制届等の提出期限等について

令和６年度介護報酬改定に伴い、新たな加算等が設けられる予定であることから、本市が所管する介護保険施設・事業所について、令和６年４月１日からを適応開始年月日とする報酬区分及び加算算定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和６年４月１５日（月）とする取扱いとし、下記のとおりお知らせします。

なお、体制届に添付する、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表及び各種加算届出書等の添付書類の様式については改訂が予定されています。体制届に添付する書類については、新様式が決まり次第、随時、市ホームページに掲載します。

記

１　令和６年４月１日からを適応開始年月日とする場合の体制届等の提出期限
　令和６年４月１５日（月）

２　加算等の算定開始期限

サービス種類	令和６年度の加算等算定開始時期
●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●地域密着型通所介護 ●認知症対応型通所介護 ●（看護）小規模多機能型居宅介護 ●居宅介護支援 ●介護予防・日常生活支援総合事業	○４月１５日までの受理 →４月１日から算定開始（特例） ○４月１６日から５月１５日までの受理 →６月１日から算定開始
●認知症対応型共同生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設	○４月１５日までの受理 →４月１日から算定開始（特例） ○４月１６日から５月１日までの受理 →５月１日から算定開始 ○５月２日から６月１日までの受理 →６月１日から算定開始

（裏面へ続く）

サービス種類	令和６年度の加算等算定開始時期
●旧３加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算） ※４月・５月分 ●令和６年度処遇改善計画書	○４月１５日までの受理 →４月１日から算定開始（特例）
●新加算（介護職員等処遇改善加算） ※６月分以降	○５月１５日までの受理 →６月１日から算定開始（特例）
●新加算（介護職員等処遇改善加算） ※６月分以降 （認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設）	○６月１日までの受理 →６月１日から算定開始（特例）

３　対象となる体制届等

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

・各種加算届出書等の添付書類

・令和６年度処遇改善計画書

※新様式は準備中です。決まり次第、市ホームページに掲載します。